
荷役集中監視制御設備規則検査要領

要
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 23 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021年6月30日 達 第23号
荷役集中監視制御設備規則検査要領の一部を改正する達

「荷役集中監視制御設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.2 登録検査

2.2.2 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. **規則 2.2.2(1)**の適用にあつては、監視及び警報の各入出力点及び表示機能等について確認する。検査においては、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める、通常の検査方法と異なる検査方法の適用を認める場合がある。

附 則

1. この達は、2021年7月1日から施行する。